



「住宅用火災警報器」の設置が義務づけられました

消防法が改正され、平成23年6月1日までに、すべての住宅に「住宅用火災警報器」を設置することが義務付けられました。警報器は、火災の発生を早く知らせ、生命、財産を守ってくれます。

海外では警報器を設置することで、火災による死亡が激減しています。

住宅用火災警報器の登録販売店等

南部町では、悪質訪問販売対策などのために、住宅用火災警報器の販売・取り付けを行う販売店等の登録を行っています。

南部町の登録販売店等は下に記載している一覧のとおりです。

登録販売店等の取り扱っている「住宅用火災警報器」は、すべて日本消防検定協会の規格に適合した「NSマーク」の警報器ですが、メーカー、機種が多数ありますので、警報器の金額や取り付け工事費は、各販売店等におたずねください。

悪質訪問販売にご注意ください

全国で「住宅用火災警報器」の訪問販売を行い、高額な料金を請求する、悪質な事案が発生しています。消防機関や町は機器の販売は行っていません。住宅用火災警報器は、機器の性能等を確認のうえご購入ください。

※75歳以上の独居の方で、取り付け困難な方は、南部町消防団員がボランティアで取り付けを行います。くわしくは、南部町役場総務課までご連絡ください。

火災警報器が必要な住宅

- ・ 戸建ての住宅
- ・ 店舗併用住宅の住宅部分
- ・ マンション・アパートなどの共同住宅

※ 住宅内に自動火災報知設備の感知器やスプリンクラー設備が取り付けられている場合は除外されます

必ず設置しなければいけない場所

- ① 寝室（就寝に使う部屋すべて）
- ② 階段（寝室のある階段最上部）

- ③ 3階建て住宅で、寝室が3階のみにある場合の1階階段
- ④ 3階建て住宅で、寝室が1階のみにある場合の3階階段

- ① 台所
- ② 居室、廊下
- ※ 浴室、トイレ、洗面所、納戸などには設置不要です。

- ⑤ 1つの階に、一定規模以上の居室が5室以上ある階の廊下等

設置するのが望ましい場所

南部町に登録のある住宅用火災警報器販売店等一覧

会社名	住所	電話番号
田子電化サービス	境238	66-3746
岩尾建築	東町14	66-2100
J A 鳥取西部 (各支所ふれあい組合員課)	天萬1904	64-2311
	阿賀915-2	66-2165
(有)はしもと	法勝寺334-1	66-2021
(有)会見設備	天萬1065-6	64-2451
管鳥工業	落合353-3	39-6639
森田 穰 【寿通信工業(有)】	天萬883	64-2054
庄倉 三保子 【(株)中電工米子支社】	清水川230	090-9467-3921
山下 晃	天萬979	64-2373
こおか電器	倭366-13	66-2220
長谷川 由香 【ガスキン東福原】 ※ リースです	円山132	080-5622-5305 夕方以降64-2191

お問い合わせ先

総務課 防災危機管理室 担当/古曳 TEL 66-3112



住宅の省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額制度

一定の省エネ改修工事を行った住宅について、翌年度分の固定資産税が減額されます。

減額を受けられる要件

1. 家屋の要件
 - 平成20年1月1日以前から既存する住宅（賃貸住宅を除く）
 2. 省エネ改修工事の要件
 - 次の①から④までの工事のうち①または②を含む工事を行い、改修部分がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること
 - ①窓の改修工事（必須）、②床の断熱改修工事、③天井の断熱改修工事、④壁の断熱改修工事（外気と接するものの工事に限る）
 - 3. 当該省エネ改修工事に要する費用が30万円以上であること。
- 減額される期間**
平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、一定の省エネ改修工事を行ったとき、申告により完成した年の翌年分の固定資産税

減額の対象

一戸あたり120㎡分までを限度として固定資産税の税額が3分の1減額されます。

- ※ 省エネ改修とバリアフリー改修は同時に適用されません。
 - ※ 新築住宅減額、耐震改修減額とは同時に適用されません。
- 減額をうけるための手続き**
改修後3か月以内に、次の書類を添付して税務課に申告してください。

- ① 熱損失防止改修住宅に係る固定資産税減額申告書（税務課にありませす）
- ② 添付書類
 - 省エネ改修に要した費用を証する書類（領収書の写し）
 - 省エネ基準適合証明書（建築士、指定確認検査機関等または登録住宅性能評価機関による証明書）

お問い合わせ先
法勝寺庁舎 税務課
TEL 66-4802



国民年金保険料免除制度があります

経済的な理由などで、国民年金保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず、保険料が未納の状態が万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

申請免除

免除承認は所得によって審査されます。免除された期間は、年金を受給するための資格期間には算入されませんが、年金額は保険料全額を納めたときとは支給額に差があります。

若年者納付猶予

30歳未満の方について、本人と配偶者のみの所得が一定以下であれば、保険料の納付が猶予される制度です。
※ 「若年者納付猶予」を受けた期間は年金を受給するための受給資格期間には算入されませんが、受け取る年金を受給するための受給資格

る年金額の計算には算入されません。

- ※ 免除期間は7月から翌年の6月までとなります。
- ※ 全額免除又は納付猶予の承認を受けられた方が翌年度以降も引き続き全額免除（猶予）を希望する旨を届けられた場合は、申請書は不要です。継続して審査を行います。
- ※ 退職（失業）を理由として申請をされる場合は、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の写しを添付してください。
- ※ 免除又は納付猶予を受けてから10年以内であれば保険料を遡って納めることができます。「追納制度」があります。（3年目以降に追納する場合は加算額がつきます。）

お問い合わせ先
町民生活課
(法勝寺庁舎) TEL 66-3114
(天萬庁舎) TEL 64-3781



南部町人権啓発標語を募集します

南部町の人権意識高揚を目的として、人権啓発標語を募集します。たくさんのご応募お待ちしております。

募集対象

町内に在住または勤務される方

応募方法

住所または勤務地・氏名・電話番号・標語を記載のうえ、町内施設の募集箱に入れるか、電子メールでのいずれかの方法でご応募ください。
標語は1人2作品までとします。

応募先

- ・ 町内施設（募集箱）
 - 町民生活課（法勝寺庁舎・天萬庁舎）、南部町公民館（さいはく分館・あいみ分館）、町立図書館、宮前隣保館、西伯文化会館、総合福祉センターしあわせ、総合福祉センターいこい荘
 - 電子メール
chounin@townnanbu.tottori.jp

締め切り

平成20年9月12日（金）



ミカエル

お問い合わせ先
天萬庁舎 町民生活課 人権施策室
64-3781

選考方法

人権教育担当職員連絡会のメンバーで構成された選考委員会で選考します。

平成19年度 人権啓発標語 最優秀賞（大人の部）

あなたが変われば みんなが変わる
あなたの一歩が みんなの一歩
横山繁一さん

おしらせ

道路交通法が改正されました

道路交通法の改正に伴い、6月1日から次の点が義務化されました。

○後部座席等のシートベルト着用
後部座席シートベルトを着用していない場合の事故による致死率は着用時の約4倍です。安全のためにも、車に乗ったら後部座席を含め、常にシートベルトを着用しましょう。

○75歳以上の運転者のもみじマーク表示

70歳以上75歳未満の方は、今までどおり努力義務です。

お問い合わせ先
米子警察署
TEL 33-0110

自衛隊受験説明会

自衛隊米子地域事務所では自衛隊に興味をお持ちの方に受験説明会を行います。お気軽にお越しください。

- 月日／8月6日（水）
- 会場（時間）／
プラザ西伯（午後1時～2時）
交流会館（午後3時～4時）

【自衛官採用試験】

- 一般曹候補生
 - 資格／18歳以上27歳未満
 - 受付期間／8月1日～9月10日
- 航空学生
 - 資格／高卒（見込含）21歳未満
 - 受付期間／8月1日～9月10日

お問い合わせ先
自衛隊米子地域事務所
TEL 33-2440

ご案内

第11回なんぶだんだんまつり

- 日時／8月23日（土）
午前11時～（少雨決行）
- 会場／南部町役場法勝寺庁舎前
- 内容／オープニングセレモニー
（先着100名様に花ポットプレゼント）、縁日広場（予定）、屋台（焼きそば、たこ焼き、焼き鳥、ビール）、フリーマーケットなど
- ゲスト／ろけっとくれよん



お問い合わせ先
南部町商工会
TEL 66-2035